

## 下関市が条例で定める各種基準等について

平成26年 7月 7日

第6回 下関市子ども・子育て審議会

子ども・子育て支援新制度の実施主体である下関市では、制度の開始に向けて、条例において新たに施設や事業の設備及び運営に関する基準などを定めていくことになります。

### 制定済の基準等

第4回、第5回審議会でもいただいたご意見、国の定める基準（省令）を踏まえ、以下のとおり条例が制定、公布されました。

条例	種別	新設 改正	根拠法
<b>下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第43号)</b> 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備等及び運営に関する基準を定めたもの。	認可基準	新設	認定こども園法第13条第1項
<b>下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成26年条例第47号)</b> 保育所の設備及び運営に関する基準を見直したもの。	認可基準	改正	児福法第45条第1項
<b>下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第44号)</b> 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型事業、事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準を定めたもの。	認可基準	新設	児福法第34条の16第1項
<b>下関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第45号)</b> 施設型給付・地域型保育給付の対象となる施設（事業）の運営に関する基準を定めたもの。	運営基準	新設	支援法第34条第2項、第46条第2項
<b>下関市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例(平成26年条例第48号)</b> 幼保連携型認定こども園の認可等にあたり、下関市子ども・子育て審議会にその調査審議をさせることとしたもの。	審議会	改正	認定こども園法第25条

## 今後定めていく基準等

国の定める基準（政省令）を踏まえ、以下のとおり、下関市における基準についての検討を進めていくことになります。

条例(仮称)	種別	新設 改正	根拠法令・資料
<b>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</b> 児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準を定めるもの。	運営基準	新設	▶ 児福法第 34 条の 8 の 2 第 1 項 ▶ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)
<b>子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準を定める条例</b> 教育・保育給付の支給認定手続きについて、下関市における運用にあたっての詳細な設定を行うもの。	認定基準	改正	▶ 子ども・子育て支援法施行規則 (平成 26 年内閣府令第 44 号)
<b>教育・保育の利用者負担を定める条例</b> 国の定める公定価格等を踏まえ、特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用者負担を定めるもの。	利用者負担	新設	▶ 支援法第 27 条第 3 項第 2 号 第 28 条第 2 項 各号 第 29 条第 3 項第 2 号 第 30 条第 2 項 各号 附則第 6 条第 4 項 ▶ 国資料「利用者負担について」 (平成 26 年 6 月 4 日自治体向け説明会資料)

注>「支援法」= 子ども・子育て支援法

「認定こども園法」= 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

「児福法」= 児童福祉法

## 下関市子ども・子育て審議会条例

平成 25 年 3 月 1 日条例第 28 号

改正 平成 26 年 3 月 28 日条例第 4 号

改正 平成 26 年 6 月 26 日条例第 48 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。次条において「支援法」という。)第 77 条第 1 項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。次条において「認定子ども園法」という。)第 25 条の規定に基づき、下関市子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(担当事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。

(2) 認定子ども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する市の職員

(3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者で市の職員以外のもの

(4) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

(5) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

3 委員は、非常勤とする。

4 委員が、第 2 項第 1 号又は第 3 号の要件を欠くに至った場合において、市長が必要と認めるときは、解嘱しないことができる。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長を定めるための会議は、市長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第 7 条 会議は、公開とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第 8 条 審議会は、必要と認めるときは、市の関係機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、こども未来部において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第4号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。

（準備行為）

- 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第9条の規定により同法の施行の日前においても行うことができる行為に関する事項については、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の下関市子ども・子育て審議会条例の規定の例により、下関市子ども・子育て審議会において事務を処理し、又は調査審議を行うことができる。